

「秋田中央警察署」ツイッター運用ポリシー

1 目的

本運用ポリシーは、「秋田中央警察署」ツイッターの運用に関する事項について定めます。

2 基本方針

本アカウントは、原則として情報配信のみを行うため、他のツイッターに対するコメントや個々の返信は行いません。また、ツイートに対するコメント掲載を防止するため、アカウントにリプライ制限「@メンション」を設定します。

3 運用管理者

秋田中央警察署長

4 運用者

秋田中央警察署

5 アカウント名

「秋田中央警察署」

6 運用方法

本アカウントは、運用者が次のとおり運用します。

(1) 発信する情報

- ア 特殊詐欺に関する注意喚起情報
- イ 子供・女性に対する声掛けなどの前兆事案に関する注意喚起情報
- ウ 秋田中央少年サポートセンターの活動に関する情報
- エ その他犯罪の抑止に関する情報
- オ 交通事故に関する注意喚起情報
- カ 災害・テロの発生及び各種事故防止に資する情報
- キ 地域安全活動を推進するために必要と認められる情報
- ク 秋田中央警察署主催の各種イベントに関する情報
- ケ 警察が主催・共催・後援する各種運動に関する情報

(2) 発信する時間

原則として、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間
ただし、直ちに情報を発信する必要がある場合は、その限りではありません。

(3) 投稿等への回答

本アカウントの投稿等に対する回答、返信は一切行いません。

(4) 運用期間

本アカウントは、事前の連絡なく閉鎖する場合があります。

7 禁止事項

本アカウントについて、次のいずれかに該当する行為があった場合、予告なくコメントの削除、アカウントのブロック等を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 公序良俗に反する事項

- (2) 法令若しくは条例に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 了解を得ていない個人情報
- (4) 政治、宗教、戦争に関する話題
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷する内容
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他、営利を目的とした内容
- (7) 第三者になりすました内容
- (8) 第三者の著作権、肖像権その他の知的財産権を侵害する内容
- (9) その他管理者が不相当と認めるもの

8 知的財産権

運用者が本アカウントに投稿している文章、写真、イラスト等の知的財産権は、運用管理者又は原作者に帰属しますので、無断で複製・転用することはできません。

9 個人情報の取扱い

本アカウントで取得した個人情報については、秋田県個人情報保護条例（平成12年10月17日秋田県条例第138号）に基づき取り扱います。

10 免責事項

本アカウントを利用することで生じた利用者の直接的、間接的な損失について、運用管理者はいかなる責任も負わないものとします。

11 事件・事故情報の取扱い

運用者は、いただいたコメントを常時閲覧するものではありません。したがって、事件・事故等に関する情報は、必ず110番通報するか、最寄りの警察署又は交番・駐在所に御連絡ください。

12 運用ポリシーの変更

本運用ポリシーは、予告なく変更する場合があります。

13 運用の終了

本アカウントは、予告なく終了・削除する場合があります。

14 問い合わせ先

秋田中央警察署 代表電話018-835-1111

令和3年4月1日

秋田中央警察署